

浜田市議会議長  
澁谷 幹雄 様

## 市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願

請願者 浜田市国分町 1689-1  
三島 淳寛

紹介議員 森谷 公昭

### 請願の趣旨

浜田市が市の予算を用いて実施する委託事業においては、完成した成果物を受領した上で内容の検査を行い、業務仕様書や契約書に定められた内容に照らして不備がある場合には、修正や補完等を求め、その結果を踏まえて公金が支出されることが前提となっている。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業においては、成果物について検査が実施されたこと自体を客観的に確認できる記録が存在しない事例が確認されている。

このような状態では、「当該委託事業が契約内容に基づき適正に履行されたことをどのように確認したのか」を事後的に検証することが困難となっており、公金支出の妥当性や市民に対する説明責任が十分に果たされているとは言い難い。

よって、市議会において、市の予算を用いた委託事業に関する成果物検査の実施状況を客観的に確認できる記録の作成および保存を徹底するため、必要な具体的措置を講じるよう、執行部に働きかけることを求める。

### 請願の理由

委託事業における完了検査は、受領した成果物の内容が、業務仕様書や契約書に定められた内容を満たしているかどうかを確認し、不備がある場合には修正等を求めるための、基本的かつ不可欠な手続である。

調査・分析・検討といった専門的知見を要する業務の委託においても、成果物の内容が契約内容に適合しているか否かを判断するため、検査が実施されたかどうか、どのような観点および方法で検査が行われたのかを、客観的に確認できる形で記録として残すことが強く求められる。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業、例えば、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の在り方に関する調査検討業務においては、市は契約上の成果品ではなく、成果品（契約上は紙媒体2部とCD-R）納品前の「報告書（案）」をデータで受け取りそのデータを検査したと説明しており、成果品について検査が実施されたこと自体を客観的に確認できる記録が存在しない。そしてそのデータをいつ誰が何に照ら



して検査したのかを示す記録も存在しない。にもかかわらず、令和5年12月8日に未受領（実際には令和5年12月15日受領）の成果品について「納品があった。検査の結果問題ない。合格とされますか。」という内容の起案が作成され、この起案に添付された納品書（報告書2部、報告書概要版2部、上記成果品等に係る電子媒体1部とある）には令和5年12月8日の受領印が押され、12月15日に教育部長が合格を決議している。

このような状況では、どのように当該成果物に不備がないと判断したのか、あるいは不備があったにもかかわらず修正を求めなかったのか、あるいは成果品の検査は行っていないのかといった点を後日検証することが極めて困難となり、結果として、契約内容を十分に満たしていない成果品に対して公金が支出されるおそれを否定できない。事実この三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の事例では、業務仕様書で定めた複数の内容（周辺自治体におけるアイススケート場の需要調査、照明設備の更新コストを含めた将来収支シミュレーションの作成、実現可能性の観点からの比較検討）が履行されていない。

また、検査の実施を客観的に確認できる記録が存在しないことは、委託事業の透明性および公正性を損なうのみならず、議会や監査による将来的な検証を妨げる結果を招きかねない。

市民の信頼を確保し、市の財務運営の適正性を担保するためにも、市の予算を用いた委託事業について、成果物検査の実施状況を客観的に確認できる記録を作成し、これを適切に保存する体制を整備することが不可欠である。

## 請願事項

1. 市の予算を用いた委託事業について、受領した成果物に対する検査に関し、検査が実施されたことを客観的に確認できる記録（検査者、検査日時、検査方法、検査基準、不備の有無および対応内容等）を作成し、これを適切に保存する体制を整備すること。
2. 過去に実施された委託事業についても、成果物に対する検査について、検査が実施されたことを客観的に確認できる記録が存在しない事例が確認できた場合には、その状況を整理・検証し、必要な改善措置を講じること。
3. 今後、成果物に対する検査について、実施された検査の内容を客観的に確認できる記録が存在しないまま公金支出が行われることのないよう、市として再発防止策を講じること。

以上について執行部に働きかけて下さいますようお願いいたします。よろしく申し上げます。

令和8年 2月 10日

浜田市国分町 1689-1  
三島 淳寛